

令和2年11月1日

お客さま各位

湘南信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設および預金規定の改定について

平素は湘南信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび湘南信用金庫では、長期間利用されていない普通預金口座（総合口座および無利息型普通預金を含む。）が不正利用されることを防止するため、令和2年12月1日（火）以降に新規開設いただく普通預金口座に対して、下記のとおり「未利用口座管理手数料」を適用させていただくこととなりました。

未利用口座管理手数料は、未利用となった普通預金口座に対して適用させていただくものであり、普段の入出金・口座振替等にご利用いただいているお客さまの口座が対象となることはございません。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料の対象となる普通預金口座

以下①～⑤のすべてを満たす普通預金口座を対象とします。	
①	令和2年12月1日以降に開設された普通預金口座
②	最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない普通預金口座
③	該当の普通預金口座の残高が1万円未満
④	当金庫の同一店で他に定期預金、定期積金、投資信託、国債、出資等のお取引がないこと
⑤	当金庫の同一店で融資取引がないこと

2. 手数料をいただく場合のご案内について

（1）お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けの住所に「ご案内」を送付します。

※ 送付した「ご案内」が延着、または到着しなかった場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

（2）事前通知後、一定期間（3ヶ月）経過後もお取引がない場合に、年間1,200円（消費税別）を当該口座から引落しいたします。

※ 翌年度以降も口座の未利用状態が続く場合は手数料の対象となります。

3. 口座の自動解約について

- (1) 手数料引落しの際に口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、その残高全額を未利用口座管理手数料の一部に充てさせていただき、当該口座を解約いたします。
- (2) この場合は口座残高以上のご負担および解約後の手続きは必要ございません。
- (3) 手数料の返却、解約した口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

4. 預金規定の改定

令和2年12月1日（火）より「未利用口座管理手数料」を新設することに伴い、下記のとおり預金規定を一部改定（追加）いたします。

(1) 改定日

令和2年12月1日（火）

(2) 対象となる預金規定

総合口座取引規定、普通預金規定、無利息型普通預金規定

(3) 改定内容

各規定について、下記の条項を追加いたします。

(手数料の取扱い)

(1) 未利用口座管理手数料

- ① 未利用口座管理手数料は当金庫が別途定める未利用口座が対象となります。
- ② この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。
- ③ この預金口座が未利用口座となり、かつ残高が一定の金額を越えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法・金額により、未利用口座管理手数料を引き落とします。
- ④ この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。
- ⑤ 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
- ⑥ 解約された口座の再利用はできません。

(2) その他手数料

- ① この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当金庫所定の方法・金額により引落しいたします。
- ② 前項にかかわらず当該手数料の引落としができなかった場合、当金庫は当金庫所定の方法により口座を解約することができるものとします。

以上